



防災の日

大正12年、関東大震災の発生から102年、他にも台風の来襲が多いということで、9/1は昭和35年、「防災の日」に制定されました。いうまでもなく、災害はいつ、どこで起こるかわかりません！日本は地震・台風・豪雨などの自然災害が多発する国であることも皆さまご承知の通り。でも、常日頃、毎日防災のことを考えている！という方も少ないのではないのでしょうか。「防災の日」というきっかけを利用し、「備えあれば憂いなし」今すぐできることから始めましょう！

☑非常持ち出し袋を準備しよう！

- 🍷 飲食物 飲料水(1人1日3L × 3日分)、保存食(レトルト・缶詰・栄養バー)
- 🧻 衛生用品 マスク、ウェットティッシュ、携帯トイレ、歯ブラシ、タオル、生理用品
- 🏥 医療用品 常備薬、救急セット、持病の薬、絆創膏、体温計
- 💡 灯り・電源 懐中電灯、ランタン(ソーラー式推奨)、予備電池、モバイルバッテリー
- 📞 情報・連絡 携帯電話、充電器、家族の連絡先メモ、ラジオ(手回し式が便利)
- 🧥 衣類・防寒 下着、靴下、レインコート、使い捨てカイロ、アルミ保温シート
- 💰 貴重品 現金(小銭含む)、保険証・通帳のコピー、身分証明書
- 🧤 安全用品 軍手、ヘルメット、ホイッスル、運動靴

☑自宅での備蓄(在宅避難に備える)～ローリングストックで管理～

- ・水(1人1日3L × 7日分)
- ・食料(調理不要のものを中心に)
- ・カセットコンロとガスボンベ
- ・トイレットペーパー、ティッシュ、ゴミ袋
- ・洗濯不要の衣類、簡易寝具(毛布・寝袋)
- ・ペット用品(ペットフード、トイレ用品など)

☑車内にあると安心！クルマでの備蓄(車中泊、避難先でも使える)

- ・保存水(500ml～2Lのペットボトル)
- ・非常食(缶詰・栄養バー・レトルト食品)
- ・手回し式充電器(スマホ充電・ラジオ機能付き)
- ・懐中電灯・ランタン(夜間の照明)
- ・ホイッスル(救助を呼ぶため)
- ・アルミブランケット(寒さ対策)
- ・簡易トイレ(凝固剤付き・消臭袋)
- ・ウェットティッシュ・除菌シート
- ・ゴミ袋(多用途に使える)
- ・軍手・マスク・タオル
- ・折りたたみマット(車中泊時の快適性)
- ・常備薬・応急処置セット(絆創膏・消毒液など)

★ガソリンは半分を切ったら満タン給油する！

☑家の安全を確認しよう！

- ・家具の転倒防止(L字金具・突っ張り棒)
- ・ガラス飛散防止フィルム
- ・避難経路の確認(玄関・窓・非常口)

☑情報収集が命を守る

- ・気象庁・自治体の防災情報をチェック
- ・緊急速報メール・防災アプリを活用
- ・ハザードマップで自宅周辺の危険を把握

☑家族で話し合おう

- ・災害時の集合場所
- ・連絡方法
- ・小さなお子様や高齢者の避難支援
- ・ペットの避難方法

☑地域の防災訓練に参加しよう

- ・避難所の場所を確認
- ・地域の防災リーダーと顔を合わせる
- ・災害時の助け合いが命をつなぐ

弊社では事業所向け、個人向けに様々な対策グッズを用意しております。また、事業所向け防災セミナーも開催しご好評いただいております。日頃から皆様のお取り組みのお役に立てようサポートいたしますので、気が付いたり、思い立ったその時、ぜひお気軽にお声掛けください。(浅井)



タマスダレ

9月

(長月) SEPTEMBER

15日・敬老の日
23日・秋分の日

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	・
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税／7月決算法人の確定申告(法

人税・消費税等) 9月30日

国 税／1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税／10月、1月、4月決算法人
の消費税等の中間申告(年
3回の場合) 9月30日

ワンポイント 新設・引上げ続く「宿泊税」

宿泊税は東京都や大阪府、福岡県、京都市、金沢市など複数の自治体で導入されています。今年に入ってから常滑市や熱海市などで新設され、札幌市や仙台市、松江市などでも今後導入される予定となっています。また、税額については大阪府では今月から引上げ、京都市では来年3月を目途に引き上げられる予定です。

企業を手売りにするために

M&Aは大企業だけでなく近年、中小企業でも増えています。高齢化が進む中小企業の経営者が同族内の事業承継が難しいケースが増え、会社を売却することは一つの重要な選択肢となっています。

M&Aを検討する際の主な目的は事業承継だけではありません。売り手企業はM&Aを活用することで、新たな資金調達や事業再編を通じて経営の効率化を図り企業全体の競争力を高め、新たなビジネスチャンス

を創出する手段にもなり得ます。今すぐに売ることはなくても、M&Aによって売れる企業になるよう今から見直して、磨き上げをしておきましょう。

財務諸表の見直し

中小企業は、経営者の強いリーダーシップで経営が行われることが多く、内部統制が構築されていない企業も少なくありません。中小企業の場合、経営者一族が株式を100%保有しており、業績を報告する株主が家族のみということが多々あります。

また、対外的な業績報告という財務会計の視点より、税法に従った税務会計的な視点が優先されるケースが多く、たとえば法人の減価償却は、財務会計では毎年継続して適切に減価償却することを求められますが、税法上は減価償却を任意で行っても問題ありません。しかし、税務会計的な視点を優先して任意で行うと、金融機関からの評価が下がり融資を受けにくくなることもあり、経営全体としてマイナスとなります。

株式の権利関係を確認

株主名簿を入手し、現在の株主構成と、その株主が適法な株式を取得しているか確認しておきましょう。また、設立から現在の株主の構成も把握し、株式移動の経緯を追います。

中小企業は、株式の譲渡は譲渡制限会社であるため、取締役会または株主総会の承認が必要で議事録が本来は必ず作成されているはずですが、会社法では、会社が決定した事項については同じく取締役会や株主総会での承認が求められ、議事録が作成されています。定款の変更、増資や減資、役員の選任や解任、計算書類の承認等きちんと議事録が作成されているか確認しておきましょう。

定款

定款は会社の基本的なルールを定めたものです。現在の定款と会社設立時の原始定款を入手しましょう。

定款には決算期や役員の任期も定められており、いわば会社の憲法です。役員の任期が到来

したら役員の変更登記が必要となり、失念すると会社法違反となります。定款と履歴事項全部証明が一致しているか、もし違えば速やかに役員の変更登記を行います。

組織を文書化しておく

買い手企業は組織図を重視します。買い手企業にとってM&Aは優秀な人材を確保する手段でもあります。企業買収後、会社が滞ることなく運営されるために、事業を回してくれるキーマンは誰か、組織図の責任者の氏名、部署別の人員構成表、配席図もあればよいでしょう。パート・アルバイトおよび退職者を含む社員名簿も整理しておきましょう。氏名、住所、生年月日、入退社年月日、社員番号、所属、給与、職責の一覧を作成します。

また、社内規則は任意に作成されるものですが、会社の内部統制の仕組みを文書化したものであり、企業オーナーがいなくとも会社の運営が回る仕組みがあるといえ、企業の評価も上がります。

労働法の法令遵守

従業員が常時10名以上の会社は就業規則の作成が義務付けられています。労働条件通知書がきちんと従業員に交付されているか、内容は適法か確認します。

残業代の未払いやデューデリジェンス（企業の内容調査、評価）ではよく問題にされるため、出勤時間を管理する体制を整えましょう。もし未払いの残業代があれば精算を検討しましょう。未払賃金の時効は当面3年とされており最大3年分の精算が必要です。

また、賞与や退職金の支給実績も併せて確認しておく必要があります。買い手企業にとっては、将来の退職金の支払いは潜在的な債務であり簿外債務となります。

契約書の確認

契約書原本はすべて管理部門に集約し、専門家によるデューデリジェンスを行う際の資料のやりとりにより、紙の保管だけでなくデータ化しておくことをお勧めします。

契約内容の確認をし、特に契約の中にチェンジ・オブ・コントロール条項（COC条項）が定められていないかを確認しましょう。COC条項とは、M&Aによる経営権の変更に伴い契約の一方当事者が契約の内容を制限したり解除できる旨を定めた条項です。COC条項は敵対的買収から企業を守る手段として機能しますが、買い手企業は契約の相手方から事前に同意を得る必要があります。M&Aの障壁となる場合があります。

資産・負債の確認

① 不動産管理・登記事項証明書を取り寄せ不動産の所有権、担保権の設定の確認をしましょう。賃貸不動産については賃貸契約の内容を確認します。

② リース契約書・残債額を一覧にまとめておきます。ファイナンスリースは解約不能なため潜在的な債務です。

③ 保険契約・節税や退職金の外部留保として役員や従業員を被保険者とする保険契約を締結している場合、保険証書

を整理し保険内容を一覧にします。直近期末時点の保険解約返戻金相当額がどの程度か把握しておきましょう。デューデリジェンスでは解約返戻金相当額で評価します。

④ 借入債務・金融機関との金銭消費貸借契約、返済予定表で借り入れ条件や返済予定額を把握します。担保設定や経営者の債務保証などの内容も明確にします。

⑤ 投資目的の不動産や有価証券等・事業活動に直接貢献していないものはM&Aの際、不要なケースが多いので、企業オーナーが買い取るなど整理しておくことが有用です。

事業計画の策定

企業価値を評価する手法の一つにDCF法（Discounted Cash Flow法）があります。DCF法は、将来のフリーキャッシュフローを算定し現在価値に割り引くことにより企業価値を算出します。フリーキャッシュフローとは、企業が本業で獲得した現金収支である営業キャッシュフローから将来の成長や維持のた

めに必要な設備投資などの投資キャッシュフローを差し引いた残りの現金を指します。プラスであれば余剰資金が生まれている状態で債務返済や株主への配当、追加投資などに活用できます。反対にマイナスだと営業活動による現金より設備投資などの支出が多く、資金面で課題が生じているため、今後の資金計画を精査する必要があります。将来のフリーキャッシュフローは将来の利益計画から導き出されるため、事業計画を立案しブラッシュアップしておくことは売り手企業の価値を高めるのに役立ちます。

また、正常収益力を知ることにも重要です。企業オーナーが引退すれば発生しなくなる費用、具体的には役員住宅の家賃、役員生命保険の保険料などです。これらの費用を除けば会社の正常収益力がわかり本来持つ稼働力が導き出せます。

その他、会社の事業そのものを見直し、自身がどのような会社を買いたいのかという観点をもつて企業価値向上に繋がります。

備えあれば憂いなし！ 中小企業防災・ 減災投資促進税制

中小企業の、自然災害への事前対策を税制面で支援する制度が「中小企業防災・減災投資促進税制」です。近年、企業はさまざまな災害リスクに直面しており、事業を守るためには事前の備えが不可欠です。今回は、この制度について詳しく解説します。

制度の概要・・・・・・・・・・

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業に自然災害への事前対策の取り組みを促進させることを目的に、平成31年度税制改正で創設されました。

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者等のうち、令和9年3月31日までに事業継続力強化計画（※）の認定を受けた中小企業者が、認定を受けた日以後1年を経過する日までに計画に記載された対象設備を取得・事業供用した場合に、特別償却の措置を受けることができる制度です。

特別償却の償却率は、令和7年3月31日までに取得・事業供用した資産については18%でしたが、令和7年4月1日以後に取得・事業供用したものについては16%に引き下げられました。

※ 事業継続力強化計画とは、中小企業が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、現在及び将来的に行う災

害対策などを記載するものです。また、連携事業継続力強化計画は、これを複数の事業者で策定するものです。

対象設備・・・・・・・・・・

中小企業防災・減災投資促進税制の対象となる設備は「下表」に該当するもののうち、計画の認定を受ける際に目標の達成及び内容の実現に資するものであることの確認を受けた設備です。

ただし、消防法や建築基準法に設置が義務づけられている資産や中古資産、所有権移転外リースによる貸付資産は、この制度を適用することができません。また設備の取得等に充てるために国や地方公共団体から補助金等の交付を受けて取得等する設備も対象外になります。

対象設備については度々見直しが行われており、令和5年度税制改正で耐震設備が対象に追加されましたが、令和7年度税制改正では、これまで対象であった感染症対策のために取得等するサーモグラフィ装置は対象外とされています。

【表】中小企業防災・減災投資促進税制の対象設備

経済産業省資料より

種類 (取得価額要件)	用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む）
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限り）、防水シャッター等（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む）

適用を受けるための手続き……

中小企業防災・減災投資促進税制を受けるためには、まず事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画を作成し、認定の申請をします。経済産業大臣の認定を受けた後1年以内に、対象となる設備を取得・事業供用します。

そして、取得・事業供用した事業年度の確定申告で、制度の適用を受ける旨の申告を行います。確定申告書には、償却限度額の計算明細書を添付します。

中小企業を取り巻くリスク……

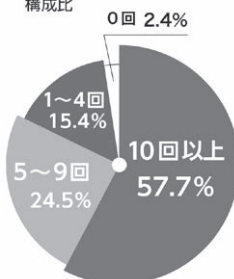
集中豪雨や河川の氾濫といった水害や地震など、中小企業を取り巻くリスクは、近年増加しています。

雨が多い日本では、毎年のように全国のどこかで大雨による河川の氾濫など水害が発生しています。平成23年から令和2年までの10年間に全国の約97%の市区町村で水害が発生し、10年間で10回以上の水害が発生している市区町村は57・7%もあります。**【下図参照】**

【図】平成23年から令和2年までの水害発生頻度

中小企業庁・中小機構資料より

■全国市区町村別水害発生件数
構成比



平成23年～令和2年の間に約97%の市区町村で水害が発生

- 水害・土砂災害が10回以上の市町村：1005市区町村 57.7%
- 水害・土砂災害が5～9回の市町村：427市区町村 24.5%
- 水害・土砂災害が1～4回の市町村：268市区町村 15.4%
- 水害(河川)が0回の市町村：41市区町村 2.4%

(令和元年末 全市区町村数)：1,741市区町村(100%)

事前対策の有効性……

中小企業強靱化研究会が平成31年に取りまとめた報告によると、BCP（事業継続計画）や事前対策を行っていた企業は、災害が発生してから生産開始までの期間が平均で13日だったのに対し、BCPや事前対策を実施していなかった企業は、平均で41日かかっています。また、営業停止期間と取引先数減少の割合の相関関係を見ると、営業停止期間が長いほど、多くの取引先を失っています。

このことから、事前対策を行うておくことが、災害発生から早期に事業を復旧させるのに重要なことであるといえます。

事業継続力強化計画の認定……

事業継続力強化計画を策定するためには、まず事業継続力強化を図る目的を検討することが重要です。そして、ハザードマップ等を活用しながら災害等のリスクの確認・認識をし、災害等が発生した直後の初動対応や、ヒト・モノ・カネ・情報への影響を踏まえた事前対策を検討し

ます。事業継続力の強化は計画だけではなく、平時の取組（訓練）が大切ですので、平時の体制についても検討します。

これらの内容に加えて、導入を予定している設備の詳細や、事業継続力強化の実施に必要な資金の使途・調達方法・金額などを記載した事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣に申請をします。計画の審査には、だいたい45日くらいかかるようです。

経済産業大臣の認定を受けると、中小企業防災・減災投資促進税制を適用できるだけではなく、低利融資や信用枠拡大といった金融支援、補助金の加算措置、損害保険料の割引などのメリットを享受することができます。



雇用保険 教育訓練休暇 給付金の創設

令和7年10月1日より、雇用保険に新たな給付制度として「教育訓練休暇給付金」が加わります。これまでも働く人の学びを支援する制度として「教育訓練給付金」がありましたが、今回の給付金は「仕事を休んで学ぶこと」を前提とした新しい制度です。企業にとっても、社員のリスキング（再教育）やキャリア形成を支援する際に活用が期待できます。

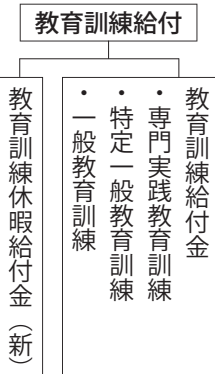
一 給付金創設の背景

創設の背景には、労働者が自発的に教育訓練に専念するため、に仕事を離れる場合、訓練期間

中の生活費を支援する仕組みがないことや、離職者を含め、労働者が生活費の不安なく主体的に能力開発に取り組める環境を整える必要がある、といったような課題がありました。

これらに対応するため、雇用保険の被保険者が教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、その間の生活を支援し、安心して学びに専念できる環境を整えることを目的として「教育訓練休暇給付金」が創設されました。

「教育訓練給付」は、従来からある「教育訓練給付金」と「教育訓練休暇給付金」により構成されることとなります。



二 教育訓練休暇給付金の概要

(1) 対象者・支給要件
対象者および支給要件は、次のとおりです。

◎ 雇用保険の一般被保険者
◎ 休暇開始前2年間（※1）にみなし被保険者期間（※2）が12か月以上あること

◎ 休暇開始前に算定基礎期間（被保険者として雇用された期間）が5年以上あること

※1 疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金の支払いが受けられなかった場合は最大4年間。

※2 休暇開始日を被保険者でなかった日とみなして計算した被保険者期間で、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月。

(2) 給付内容
離職した場合に支給される基本手当と同様の方法により算出（※）された額を支給。給付日数は、算定基礎期間にに応じて90日、120日または150日となります。

※ 休暇前6か月間の平均賃金額の50～80%（60～64歳は45～80%）。休暇前の賃金や年齢に応じて最低・最高限度額が適用される。

(3) 手続きの流れ
事業主は、教育訓練休暇開始日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書」（以下「賃金月額証明書」）を、事業所所在地を管轄するハローワークに提出します。

提出時に、教育訓練休暇の取得が要件を満たしていることが確認されます。様式内の「支給要件確認欄」より一部を抜粋します。

◎ 業務命令ではなく、労働者自ら希望したために教育訓練休暇を取得させたこと

◎ 教育訓練休暇の対象となる労働者が、解雇や雇止め、休業を予定しているものではないこと
なお、訓練対象の労働者が、解雇や雇止め、休業を予定しているものであったときは、虚偽の届出をしたものとして罰則の対象となる場合があります。ことにご注意ください。

② 賃金月額証明書を提出後、「雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書」（以下「賃金月額証明書」）の交付を受けた事業主は、速や

かに賃金月額証明書を被保険者に受け渡します。

③ 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする被保険者は、賃金月額証明書とともに、「教育訓練休暇給付金支給申請書」を本人の居住地を管轄するハローワークに提出します。

(4) 支給対象となる日

労働協約、就業規則等により設けられた制度に基づき、自発的に教育訓練休暇（当該休暇の期間が30日以上であり、かつ、後述する対象教育訓練を受けるものとして、事業主の承認を得たもの）を取得した場合に、その期間内の自己の労働等によって収入を得ていない日について支給されます。なお、期間は1年以内です。

教育訓練休暇を取得していることの認定は、ハローワークにおいて、休暇開始日から起算して30日に1回ずつ直前の30日の各日について行われます。

(5) 対象教育訓練

次の教育訓練が対象です。

◎ 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が行う教育訓練

◎ 教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣の指定を受けた講座を実施する施設が行う教育訓練

◎ その他職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの

三 教育訓練に関する助成金

職務に関連した専門的な知識および技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を事業主に対して助成する「人材開発支援助成金」が設けられています（厚生労働省）。

当助成金コースの一つとして「教育訓練休暇等付与コース」があり、次の3つにより構成されています（令和7年4月時点）。

(1) 教育訓練休暇制度

3年間に5日以上の取得が可能で、有給の教育訓練休暇を導入し、実際に適用した事業主に助成されます（制度導入に対して30万円を支給）。

(2) 長期教育訓練休暇制度

30日以上長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、

実際に適用した事業主に助成されます（制度導入に対して20万円を支給、有給の休暇に対して、1人につき1時間あたり100円・最大1600時間分（大企業の場合は1人につき1時間あたり800円・最大1200時間分）の賃金助成を支給）。

(3) 教育訓練短時間勤務等制度

30回以上の所定労働時間の短縮および所定外労働時間の免除

が可能な制度を導入し、実際に1回以上適用した事業主に助成されます（制度導入に対して20万円を支給）。

四 就業規則の記載例

教育訓練休暇に関する就業規則の記載例として、短期休暇・長期休暇の2つの例を掲げます。〔左図参照〕

【図】就業規則の記載例

＜教育訓練休暇制度＞

- 条 会社は、自発的に教育訓練を受講することを目的に、従業員から申請があった場合には、教育訓練休暇を付与する。
- 2 教育訓練休暇は有給（または「無給」とし、以下に定める従業員へ付与する。
- 3 教育訓練休暇は、以下に定める従業員に対し、3年間に5日付与する。
- 4 従業員は、休暇の取得予定日の○か月前までに、○○申出書により人事担当者に提出するものとする。

＜長期教育訓練休暇制度＞

- 条 会社は、自発的に教育訓練を受講することを目的に、従業員から申請があった場合には、長期教育訓練休暇を付与する。
- 2 長期教育訓練休暇は有給（または「無給」とし、以下に定める従業員へ付与する。有給の額については、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額とする。
- 3 長期教育訓練休暇は、以下に定める従業員に対し、1年間に30日以上付与する。
- 4 従業員は、休暇の取得予定日の○か月前までに、○○申出書により人事担当者に提出するものとする。

「ROE8%」以上の高燃費な企業経営とは

ROE（自己資本利益率）は当期純利益÷自己資本でその割合を求めます。一般的に、この数字が大きいほど市場で高く評価されます。ROEを高めるには、一つは分子の「当期純利益を増やす」、つまり売上を伸ばす、あるいはコストを減らすことです。もう一つは分母の「自己資本を減らす」、つまり自社株を買取る、株主に配当するなどです。

「ROE8%以上」は日本企業の目標とされており、限られたお金で多くの利益を生む高燃費な会社として投資家に高く評価されます。なぜROE8%以上が高燃費な企業経営とされるのでしょうか。

ROEは株主の資本を用いてどれぐらいリターンたる利益が上がったのかを計算します。企業投資した際に期待する利回りがあ、それが期待リターンです。企業側からすると株主から資本調達するための「株

主資本コスト」になります。

ROEは期待リターンを上回らないと株主価値が毀損します。たとえば、ROE8%のリターンを求める投資家が100万円を企業に出資し実際のROEが6%の場合、生み出される利益は6万円となります。成長せず永続すると期待リターンを上回らず6万円/8%=75万円となり株主の価値は25%下落、株主は損失を被るわけです。期待リターンが日本の場合6~7%と推定されており、それを上回る8%が投資家にも意識されます。また、純利益6億円、自己資本100億円の企業が、純利益を10億円に増やせばROEは6%から10%に高まります。翌年、純利益の10億円を企業が貯め込むとその分自己資本に加算され、同じ10億円利益が出たとしても自己資本は110億円に膨らんでいるのでROEは10億円÷110億円=約9%と下がってしまいます。利益を拡大させ続けるだけでなく株主への還元を積極的に行わなければ、ROEを継続的に高めることになりません。

雷の新常識

近年、地球温暖化によって気温や海面の水温が上がり水蒸気の量が増えて積乱雲ができやすくなり、年間で発生する雷の数も増えています。昨夏の関東地方では約10万6000回の雷が観測されたというデータもあり、2025年も雷が多い年になると予想されています。新常識をみてみましょう。

- ×雷が光って音が鳴るまで時間があれば安全⇒○音が鳴ったらすぐに建物へ避難
- ×家の軒下や車の近くで雨宿り⇒○中に完全にに入って壁から離れたところにいる
- ×電気を通さないゴム製の長靴やレインコートを着れば安全⇒○全く効果なし
- ×電気を通す金属アクセサリーをつけると落雷しやすい⇒○体から突起していなければ関係なし

最終手段として、電柱や木から4m以上離れて、両足を揃え膝を折って姿勢を低くし、つま先立ちをして両手で耳をふさぐ「雷しゃがみ」で身を守りましょう。

エスカレーター片側空け 消える!?

エスカレーターの先を急ぐ人のために開ける習慣「片側空け」は、日本では1970年大阪万博の数年前に阪急電鉄の呼びかけをきっかけに「当たり前」の行動になっていきます。埼玉県で2021年に立ち止まって乗る努力義務を課す全国初の条例が成立し、2023年には名古屋市も続き鉄道各社も立ち止まっただけの利用を促すもの

の広がりに欠けます。片側空けは輸送力を半減させる非効率性、転倒による事故のリスクが増える安全性の両面から多くの問題を抱えます。設備本来の機能を活かすためにも、正しい利用方法の理解が求められます。インバウンドが増え大阪・関西万博も機に2列が当たり前前に定着し、ゆとりあるエスカレーター利用が期待されます。